

令和 6 年度 豊島区立西巣鴨中学校 部活動に係る活動方針

学校における部活動の方針	●目的 (1)部活動は教育活動の一環として、学年や学級の所属を離れ、共通の趣味や興味を共有する生徒で組織し、文化的・体育的・生産的な活動を自主的に行う。 (2)生徒の個性の伸長を通じ、学校生活をより充実させ、豊かにする。 (3)顧問教師の指導のもと、生徒の自主的活動を促進するとともに、責任感や協力的な態度を育成する。 ●感染症予防対策 (1)活動前後には手洗い・うがいを徹底して行う。 (2)水筒などは個人で用意し、共有はしない。 (3)水分・塩分を補給させ、熱中症を予防する。
適切な休養日等の設定方針	●活動時間について 平日 2 時間程度、土日祝日や長期休業中は大会などを除き 3 時間程度 活動時刻は 3 月～11 月は 18 : 00 まで、 12 月～2 月は 17 : 45 まで。 朝練習は 7 : 45 以降の開始で 8 : 20 までに教室に入ること。 ●週休日について ・週あたり 2 日以上 of 休養日を設定する。 平日は少なくとも 1 日、土日祝日は少なくとも 1 日を休養日とし、公式戦等で確保できないときは他の日に振り替える。
設置されている 運動部活動名	●男女あり 野球部 サッカー部 バスケットボール部 バドミントン部 4 組クラブ ●女子のみ ソフトテニス部 バレーボール部
設置されている 文化部活動名	美術部 吹奏楽部